

平成 19 年 12 月 7 日

長崎県公安委員会規則第25号

最終改正 令和 8 年 9 月 4 日 長崎県公安委員会規則第10号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第 5 条第 5 号の規定による指定、法第25条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出等)

第 2 条 指定を受けようとする施設占有者は、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第28条第 2 項の規定による長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書の提出は、施設の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

2 規則第28条第 2 項に規定する申請書の様式は、別記様式第 1 号の指定申請書のとおりとする。

3 規則第28条第 3 項第 1 号ロ及び第 2 号ハ（第 1 号イに掲げる書面を除く。）に規定する書面は、別記様式第 2 号の誓約書のとおりとし、同項第 1 号ハ及び第 2 号ニに規定する書面は、別記様式第 3 号の物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要のとおりとする。

(特例施設占有者の指定)

第 3 条 公安委員会は、令第 5 条第 5 号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、別記様式第 4 号の指定通知書により、規則第28条第 1 項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、別記様式第 5 号の不指定通知書により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第 4 項の規定による公示は、別記様式第 6 号の特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第 4 条 前条第 3 項の規定は、規則第29条第 2 項の規定による公示について準用する。この場合において、同項中「別記様式第 6 号の特例施設占有者指定公示書」とあるのは、「別記様式第 7 号の特例施設占有者変更事項公示書」と読み替えるものとする。

(指定の取消し)

第 5 条 公安委員会は、規則第30条第 1 項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、別記様式第 8 号の指定取消通

知書により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 第3条第3項の規定は、規則第30条第2項の規定による公示について準用する。この場合において、同項中「別記様式第6号の特例施設占有者指定公示書」とあるのは、「別記様式第9号の特例施設占有者指定取消公示書」と読み替えるものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

- 第6条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、別記様式第10号の報告等要求書により行うものとする。

（指示書による指示）

- 第7条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下単に「指示」という。）は、別記様式第11号の指示書により行うものとする。

- 2 第5条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成19年12月10日）から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年長崎県公安委員会規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和8年長崎県公安委員会規則第10号）

この規則は、令和8年9月4日から施行する。

指定申請書

遺失物法施行規則第28条第1項の規定により指定を申請します。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏 又 は 名 称 (ふりがな)	
住 所 又 は 地 所 在 地	電 話 () - 番
代 表 者 の 氏 名 (ふりがな)	
施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲)	
物 件 の 保 管 の 場 所	
物 件 の 数 及 び そ の 算 出 の 基 礎	

誓 約 書

私は、遺失物法施行令第5条第5号口(1)から(3)までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

物件の保管を行う ための施設の概要	
物件の保管を行うための 人的体制の概要	

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

長崎県公安委員会

印

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

長崎県公安委員会

印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県公安委員会（長崎県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第 28 条第 4 項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

長崎県公安委員会

印

第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した
下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条
第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

長崎県公安委員会

印

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

長崎県公安委員会

印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県公安委員会（長崎県警察本部警務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

長崎県公安委員会

印

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

第25条第1項 報 告
遺失物法 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり 資 料 の 提 出 を求める。
保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

長崎県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会（長崎県警察本部警務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項
第26条第2項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

年 月 日

長崎県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会（長崎県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。